償却資産の申告をお願いします

固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）も課税対象となります。

償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在において所有している資産を1月末日までに申告してください。

償却資産とは　土地、家屋以外で事業のために所有している構築物、機械、器具、備品等で、その減価償却額（費）が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。※耐用年数を経過した資産でも事業用に所有している場合は申告対象となります。

対 象 者　令和9年1月1日現在、たつの市内に償却資産を所有している方

※確定申告をしている場合も市への申告が必要です。

※令和8年中に事業の廃止または解散をした方や、相続などにより代表者が変更になった方は、その旨を申告してください。

申告の必要がない資産

自動車、農耕トラクタ（最高速度が時速35Km未満）等の自動車税の課税対象となる車両

取得価格が10万円未満の資産

申告書類　令和9年度課税標準額合計が免税点（180万円）以上の方には、12月中旬に申告書類を送付しますので、内容を確認の上、申告してください。資産の増減がない場合も、申告が必要です。

また、新規事業者や市からの書類が届かない事業者で、申告が必要と思われる方は、書類を送付しますので、ご連絡ください。

提 出 先　市税課資産税係、各総合支所地域振興課

▶ 市税課（☎64・3146）

固定資産（家屋）の届出について

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

令和8年中に家屋を取り壊すなど変更があった場合は、12月28日（月）までに市税課資産税係まで届け出てください。

届出する書類

①**「家屋滅失届」**　家屋の一部または全部を取り壊したときは届出が必要

※登記済家屋の場合、年末までに法務局で滅失登記をすることで、市への届出は不要になります。

②**「未登記家屋の名義人変更願」**　相続・売買などによって未登記家屋（法務局で登記されていない家屋）の名義人を変更したときは届出が必要

▶ 市税課（☎64・3146）

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です

11月25日は国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」であり、日本では11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間となっています。

期間中、市役所と国民宿舎志んぐ荘をシンボルカラーである紫色（パープル）にライトアップし、女性の人権と暴力根絶に向けたメッセージを発信します。

▶ 人権推進課（☎64・3151）

DV（ドメスティックバイオレンス）とは

DV（ドメスティックバイオレンス）とは配偶者や交際相手など親密な関係にある人からの暴力のことです。

身体への暴力だけでなく、脅迫、暴言、性暴力なども含まれます。離婚後の元配偶者や元交際相手からの暴力も対象です。

相手との関係に違和感を覚えたら、一人で悩まず相談してください。

▶ DV相談ナビ（☎#8008）　▶ 警察庁性犯罪被害相談電話（☎#8103）　▶ 警察相談専用電話（☎#9110）

▶ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府男女共同参画局）（☎#8891）

9月に完成した市営日山住宅新2棟（エレベーター完備）の入居者を募集



受付期間　11月10日（火）～20日（金）

申 込 先　建築住宅課、各総合支所地域振興課

抽 選 日　11月27日（金）

入居時期　入居許可日から10日以内

【市営住宅】

対象住宅	建築年度	間取り	募集戸数	部屋の所在	家　賃
日山住宅新２棟 ６階建（龍野町日山）	令和８年	２ＤＫ－Ａ	２戸	３階～６階	21,700円 ～ 57,500円
		２ＤＫ－Ａ２	１戸		22,400円 ～ 59,500円
		２ＤＫ－Ｂ	６戸		21,600円 ～ 57,200円

申　込　資　格

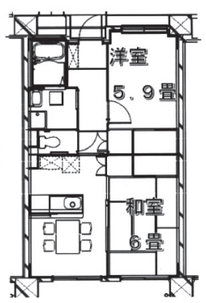
①世帯の所得が基準額以下であること。

②同居する親族がいること。（ただし、60歳以上の方または身体に障害のある方は単身可）

③入居する方名義の持ち家がないこと。

※その他、詳しくは建築住宅課までお問い合わせください。

間取り参考　2DK－A









▶ 建築住宅課（☎64・3163）

消防最前線 246

その入浴、大丈夫？冬に注意したい【ヒートショック】

これからの季節、入浴時に注意したいのが「ヒートショック」です。

ヒートショックとは、暖かい部屋から寒い脱衣所や浴室へ移動するなど、急激な温度変化によって血圧が大きく変わることにより、体に大きな負担がかかることをいいます。

特に、暖房の効いた部屋から寒い脱衣所へ移動し、その後、熱い湯につかるといった環境では、血圧が大きく変化することがあります。

その結果、めまいや失神などが起こり、最悪の場合、心臓がとまるなど浴槽内での事故につながるおそれがあります。

もし、浴室内で意識を失っている人を発見した場合は、すぐに119番通報をしましょう。



ヒートショックを防ぐポイント

①脱衣所や浴室を暖める
入浴前に暖房器具などを利用し、居間との温度差を小さくしましょう。

②お湯は熱くしすぎない
熱いお湯を避け、体への負担を減らしましょう。

③急に浴槽へ入らない
かけ湯をして、体をお湯に慣らしてから入りましょう。

④食後すぐや飲酒後の入浴は避ける
体調が普段と違うときは、無理に入浴しないことも大切です。

⑤家族に声を掛けてから入浴する
入浴前に「今からお風呂に入る」と伝え、家族が異変に気付けるようにしましょう。

2026年1月1日からの市内の災害状況（10月20日現在）

火災	33件
救急	3,258件
救助	59件



災害情報案内（自動音声案内）
☎0791・76・7150
休日・夜間病院案内（自動音声案内）
☎0791・76・7160

▶ 西はりま消防組合 たつの消防署（☎63・3511）